

南魚沼市立北辰小学校いじめ防止基本方針

南魚沼市立北辰小学校

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行、以下「法」という。）第13条の規定に基づき、「南魚沼市立北辰小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめ防止のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

ア いじめの定義

いじめとは、法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※~~1~~にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※~~2~~を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

イ 重大事態の定義

- ・ いじめにより、在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより、在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ その他 市教育委員会が重大と認めるとき。

ウ いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

② いじめ防止の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり児童等の尊厳を損なう、決して許されない行為である。教職員は、いじめがどの児童にも、どの学校でも起こりうるものであることを認識するとともに、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合は深刻化させないよう迅速かつ適切に対処することが重要である。

また、児童等には、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながらはやし立てたり、傍観したりすることがないように、全ての児童等に「いじめは決

して許されない」ことを十分理解させるようにする。加えて、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、学校、家庭、地域、関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組まなければならない。

③ いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

(2) いじめの未然防止

児童生徒をいじめに向かわせることなく、よりよい人間関係を構築できるような社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。

- ① 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童等の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。
- ② 全ての児童等が安心して学校生活を送ることができるよう、児童等の「居場所づくり」を進めるとともに、児童等同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を得られるようにすること。
- ③ 児童等がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童等がいじめに向かわないようにストレスに適切に対処できる力を育むこと。
- ④ いじめの問題への取組の重要性について保護者及び地域全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

2 いじめ防止のための基本的な施策

(1) 北辰小学校の基本的な取組

① いじめの未然防止のための取組

ア 重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。

イ 教育活動全体を通して、児童等の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。特に「道徳」の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。

ウ 児童等が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会（生徒会）活動の充実を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童等に対する定期的な調査を次のとおり実施する。（法第16条）

- ・ 調査の記述内容は学年内で読み合うなど、複数の目で確認する。
- ・ 児童対象のいじめアンケート調査は、原則毎月1日を定例とする。
6月、7月、9月、11月、12月、2月、3月
- ・ 4月、8月、1月は、休み明けアンケートを実施する。
- ・ 5月、10月は、QU調査を実施する。
- ・ 児童等対象の教育相談（「フレンドタイム週間」：5月、10月及び随時）
- ・ 保護者対象のいじめアンケート調査（随時）

イ いじめ相談体制

- ・ 児童等及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談窓口の設置と周知を図るなど相談体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーや教育相談員等との連携を図る。

ウ 教職員の資質向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ対応の重層的支援（生徒指導提要 R4.12）

- ① 発達支持的生徒指導 ※特定の課題を意識しない全ての児童生徒を対象に行われる取組
児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ
分かりやすい授業づくり、児童が考え、話し合い、発表する機会の増加
＜具体的な取組＞
日々の教職員の児童生徒への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、及び、授業等を通じた個と集団への働きかけ
- ② 課題未然防止教育 ※意図的・組織的・系統的な教育プログラム
道徳や学級活動・HR活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組の充実
＜具体的な取組＞
いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、SNS教育プログラム、非行防止教室や人間関係作りを支援する取組
- ③ 課題早期発見対応 ※校内連携支援チームによる、組織的なチーム支援
いじめの予兆の発見と迅速な対処（アンケート、面談、健康観察等による気づきと被害児童生徒の安全確保等）
＜具体的な取組＞
いじめアンケート、スクールカウンセラー（以下SC）やスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を交えたスクリーニングテストなどの実施
- ④ 困難課題対応的生徒指導
※校内連携支援チームや、ネットワーク型支援チームによる計画的・組織的・継続的な指導・援助
いじめの解消に向けた組織的な指導・援助（いじめ防止対策会議による被害児童生徒ケア、加害児童生徒指導、関係修復等）
＜具体的な取組＞
課題に応じて管理職、生徒指導主事、担任、養護教諭、SC、SSW等の専門家で構成される校内連携型支援チームの編成、関係機関との連携・協働によるネットワーク型支援チームを編成した対応など

3 いじめ対応

「北辰小学校 いじめ対応初期段階のながれ」参照

(1) 名称

法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「南魚沼市立北辰小学校いじめ・不登校対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(2) 委員会の構成員

校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、関係担任、学年主任他、必要に応じて自校の教職員や外部関係者を加える。

(3) 委員会の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核となる。
- ② いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時は、緊急会議を開いて当該情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

(4) 委員会の取組

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ② いじめの未然防止に関すること（啓発活動等）。
- ③ いじめの発生時の対応に関すること。
- ④ 会議は、週1回の定例会に加え、いじめ発生時は緊急に開催する。

(5) いじめ発生時の措置

*いじめを認知した日を含め5日以内に南魚沼市教育委員会に報告する。

- ① いじめに係る相談・報告を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、委員会としての対応策を協議し、全教職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童等を確実に見守って保護する。また必要に応じて別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童等の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について保護者の理解を得る。
- ⑤ インターネットの書き込み等で、本人がいじめ被害を知らない場合は、被害児童の保護者に確認したうえで、対応策を検討する。
- ⑥ いじめを行った児童等に対して、いじめは人格を傷つける卑劣な行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導するとともに、その保護者に対して学校との連携を継続し、保護者としての責任を継続的に果たすよう助言する。
- ⑦ いじめを見ていたあるいは認知していた児童等に対して、自分の問題としてえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ⑧ いじめに関係する保護者に対して、関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑨ その他の児童等に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する児童等とその保護者のプライバシー保護に配慮した上で当該事案の説明と指導を行う。
- ⑩ いじめに関係する児童等及び保護者に関わる情報を委員会で定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑪ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童等が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重

大な被害を被った場合、精神性疾患を発症した場合等を想定する。)

- ② いじめにより、在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合は、重大事態の可能性を想定する。)

- ③ その他 市教育委員会が重大と認めるとき。

(2) 重大事態発生時の対応

校長が市教育委員会へ報告し、該当事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合

ア 委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者である南魚沼市が調査主体となった場合の対応

南魚沼市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

(3) その他

児童等や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で校長は、「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」等と軽はずみな判断をせず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

[平成26年5月19日：北辰小学校いじめ防止基本方針作成]

- ・平成29年4月3日更新
- ・平成31年4月1日見直し
- ・令和2年4月1日見直し
- ・令和3年4月1日見直し
- ・令和4年4月1日見直し
- ・令和5年4月3日見直し
- ・令和6年4月1日見直し
- ・令和7年4月1日改定
- ・令和8年4月1日改定

北辰小学校 いじめ対応の初期段階の流れ

いじめ発生

- 本人からの訴え
- 教職員の発見
- アンケートからの発見
- 本人以外からの訴え等による発見

【具体的な対応】

第1段階

いじめ・いじめと疑われる行為の発見と報告

- 行為を制止し安全安心を確保する。
- 発見した職員は学級担任や学年主任等に速やかに報告する。
- 学級担任は学年主任や生徒指導主事と相談し管理職へまず報告する。
- 管理職は、いじめの発生について、市教委へ速報を入れる。

第2段階

全体像の把握と対応方針の決定

- 校長は校内いじめ等対策組織を招集し、緊急度の確認、行為を受けた児童生徒を守ることを指示
- 正確な事実や背景を把握して、具体的な対応方針を決定
- いじめの詳細と対応方針について市教委へ報告

第3段階

対応方針のコンセンサスを得る

- 状況を共有し、対応方針を調整
- 対応チームが分担して保護者に連絡し、対応方針を説明する。

第4段階

解消に向けた継続的な指導と見守りの開始

【対応上の留意点】

- 児童間のトラブルや嫌な思いにつながる行為は、いじめに起因する可能性を考える。
- いじめはどの子にも起こりうるという認識をもつ。
- 日常の職員間の情報共有を細やかに行う。
- 研修等を行い、いじめに関する共通認識をもつ。

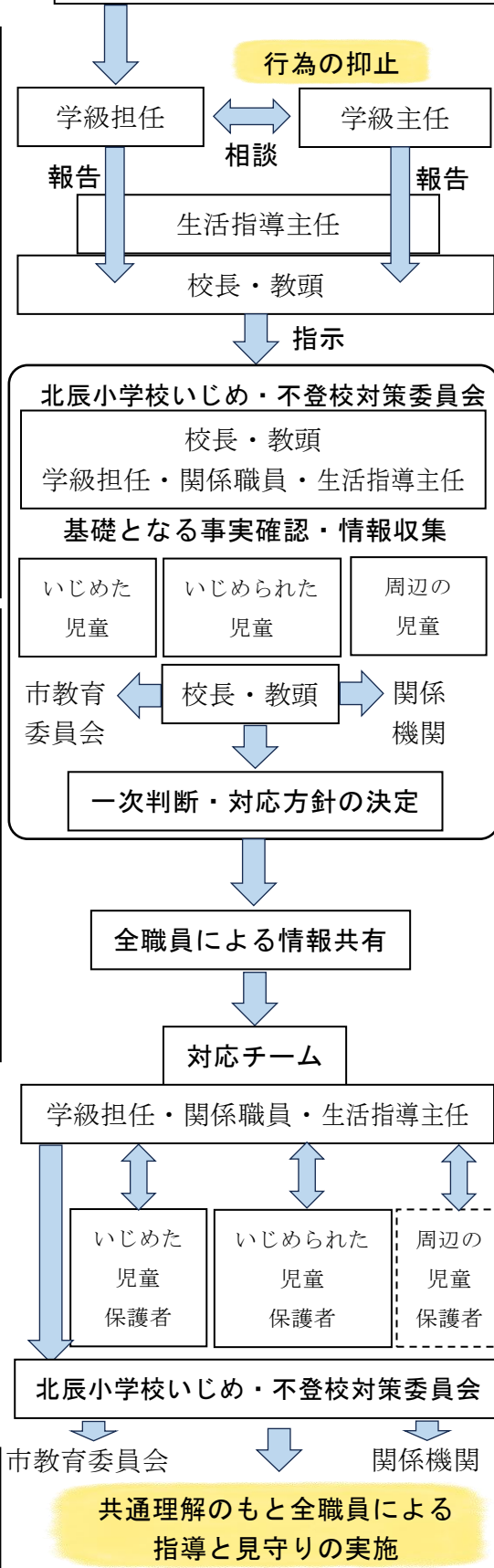
- いじめに該当するかどうか職員個人で判断しない。
- 子どもや保護者の訴えは親身になって傾聴する。
- いじめられた児童生徒とその保護者の心情に寄り添う。

- 児童生徒の状況を考慮し、事実確認を行う職員を分担して行う。
- 聴き取りは落ち着いた場所で実施し、状況に応じて複数職員で対応する。
- 行為の有無だけでなく、これまでの関係性や行為に至る心情と背景についても丁寧に聴き取る。
- 聴き取った事実が合わない際は、再度の聴き取りを行う。

- いじめ解消、児童生徒の人間関係修復に向けた手立てを講じる。
- 子どもの安心と成長のために保護者の理解と協力を得られるように丁寧に対応する。

- 謝罪させることを急がず、児童生徒の心情の変容を促すための指導支援を粘り強く行う。
- 定期的に保護者に状況を説明する。

- 職員全体で情報を共有し、全職員で当該児童生徒の学校生活を観察し、共通理解のもとに支援・指導に当たる。



共通理解のもと全職員による指導と見守りの実施